

## CPDSの最近の動向

(社)全国土木施工管理技工会

事業部長兼CPDS企画運営室長 鈴木 菜穂子

### 1. 2011年度版ガイドラインの改訂点

CPDSはすべての申請に対して証拠書類を確認し、審査を行っています。各審査はガイドラインを基に行っており、ガイドラインは外部の有識者からなるCPDS評議会において審議され、毎年改訂を行っています。

2011年度の主な改訂点を以下に示します。

- ①全ての費用は一括送金システムからの引き落としとなり、一括送金の手数料(2%)を無料とします。
- ②社内研修の定義を次のとおり変更します。「受講者を一般に募らずに実施した講習または、主催者が建設会社等(研究会など)である講習、会場が建設会社等である講習は、原則社内研修とします。」
- ③学習プログラム、履歴の申請期間を実施後半年以内から1年以内に延長します。
- ④監理技術者講習の5年毎の監理技術者講習だけが2倍ユニットとなるルールを厳格に行うため、形態コード106を新設しました。また形態コード110、111の試験は少数点第1位まで計算した平均点以上とします。
- ⑤Mag CPDS(連合会機関誌による学習)を新規に設けます(10月開始予定)。
- ⑥不適切な申請があった場合、個人IDを6カ月間一時停止とします。
- ⑦社内研修IDの有効期限を1年から2年に延長します。

- ⑧社員データIDの更新料金を下げます。

### 2. 学習プログラム内容等に関する信頼性の確保について

学習プログラムの登録については、プログラム資料を提出してもらい、内容が「技術者の技術力の向上を図ることを目的とする」CPDSとして適しているかどうか慎重に審査を行い認定しています。

ガイドラインの「認定しない学習プログラム例」に掲載してあるような、(1)専門分野が違うもの、例えば計画、政策系の講習会については、内容が土木構造物の設計と施工にどう活かされるかを見て、そうした観点からの講習会でない場合(2)一般の人、労務管理者、事務系職員を主な対象とするためのもの、(3)通常業務に相当するものなどは必要な知識であっても認定していません。

インターネット学習等自宅で行える学習については受講の機会の平等性を考慮し、講習を受講したくても講習会に参加する時間のとれない技術者や、都市部以外に居住しており講習会の受講の機会の少ない技術者等の利便性を向上させるために認定しています。しかし、受講者の本人確認が難しいため、このような学習プログラムについては現在上限を設けることで制限をかけています。

学習履歴の登録については、受講証明書を提出してもらい、その内容が正しいかど

うかを精査して承認しています。

また、虚偽の申請があった場合には利用の一時停止などの措置をとることとしており、不正な申請に抑制を図っています。

CPDSは今後も信頼性を確保するとともに、技術者の利便性、平等性の向上に努めていきたいと考えています。